

○立川市交通安全対策審議会設置条例

昭和37年 2 月28日 条例第29号

改正

平成24年 3 月26日 条例第35号

立川市交通安全対策審議会設置条例

(設置)

第1条 市内における交通道德の高揚及び交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し交通事故防止及び交通の円滑化を図るため、市長の附属機関として、立川市交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため市長の諮問に応じ、交通事故防止対策に関する事項について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、会長及び次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する委員21人以内をもって組織する。

- (1) 識見のあるもの 13人以内
- (2) 関係行政機関の職員 3人以内
- (3) 市民 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。

(会長の設置及び権限)

第5条 会長は委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会議の招集は、開催の場所、日時及び会議に附議すべき事項とともに会長があらかじめこれを委員に通知して行うものとする。

(定員数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めたときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会の議事)

第9条 審議会は、その議決により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

2 部会の議事の定足数については、第7条の規定を準用する。

(庶務)

第10条 審議会に書記を置き、会長の指示により会務を処理する。

2 書記は、市職員のうちから、市長が命ずる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月13日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年6月15日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年6月16日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月26日条例第35号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。